

市役所からの **お知らせ**

個人住民税の特別徴収制度について

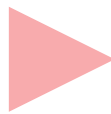


兵庫県と県内すべての市町は、
平成30年度から **個人住民税の
特別徴収** を徹底しました。

**従業員の個人住民税は、所得税と同じく事業主による
特別徴収（給与天引き）が義務づけられています！**

原則すべての事業主の皆様を
特別徴収義務者として指定します。

**指定の対象
（事業所）**



**所得税の源泉徴収義務の
ある給与等の支払者**

ただし、次の方は普通徴収（従業員が自分で納付）の対象となります。

- a** 退職された方又は給与支払報告書を提出した年の5月末日までに退職予定の方
- b** 給与支払額が少なく、個人住民税を特別徴収しきれない方
- c** 給与の支払が不定期（毎月支給されていない）な方
- d** 他の事業者から支払われる給与から特別徴収されている方（乙欄適用者）

※従業員の方が常時10人未満の事業主の場合、申請により年12回の納期を年2回とする制度があります。詳しい手続きは各市へお問い合わせください。

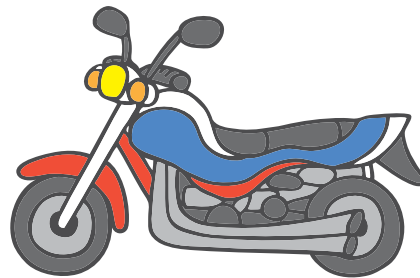
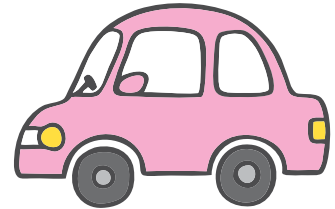
お問い合わせ先

洲本市財務部税務課
☎0799-22-3321(代)南あわじ市市民福祉部税務課
☎0799-43-5213(直)淡路市財務部税務課
☎0799-64-2505(直)

軽自動車等の廃車・変更の手続きは3月中に!!

軽自動車税は、4月1日現在の所有（使用）者が納税義務者となりますので、手続きが遅れると、次年度の軽自動車税が課税されます。

また、年度の途中で廃車、名義変更をされても税金の月割り還付はありません。



中小企業の設備投資を支援します（生産性向上特別措置法）

生産性向上特別措置法に係る固定資産税（償却資産）の課税標準の特例について

国では、生産性向上特別措置法を制定し、今後3年間（平成30年度から平成32年度）を集中投資期間と位置付け、中小企業の生産性革命を実現するための設備投資を支援することとしております。

市では、同法に基づき、市内中小企業者等の生産性向上に資する**新規取得設備（償却資産）の固定資産税の課税標準を最初の3年間「ゼロ」と**します。

本制度では、国の策定する指針に基づき、市が「導入促進基本計画」を策定し、国から同意を得ます。その後、制度活用を考えている事業者が、市の「導入促進基本計画」に合致する「先端設備等導入計画」を策定し、市の認定を受けることで、固定資産税の特例、国の各種補助金（ものづくり・サービス補助金等）の優先採択などの支援を受けることができます。